

「17万人 / 30万丁・総点検」  
報告書

平成20年4月3日

警察庁「銃砲行政の総点検」プロジェクトチーム

## 1 はじめに

銃砲の全国一斉検査は、従来から銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第13条の規定に基づく検査を全国一斉に行ってきたもので、例年は狩猟期が終了した後の4月に実施されていた。しかしながら、今回の一斉検査については、昨年12月14日に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件（以下「佐世保事件」という。）により世界一厳しいと言われている我が国の銃砲規制に対する国民の信頼が大きく揺らいだ状況にかんがみ、警察庁からは、昨年12月21日、生活安全局長通達「銃砲の全国一斉検査の早期かつ確実な実施について（通達）」（資料1、2参照。以下「通達」という。）を発出し、「17万人/30万丁・総点検」（以下「総点検」という。）として、特に許可に係る猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）並びにその所持者のすべてを対象として、日程的に前倒しするだけでなく、各都道府県警察の長の陣頭指揮の下、従来よりも幅広く、かつ、きめ細かく実施するよう指示した。以下、これを受けて各都道府県警察において実施した総点検の結果について記すこととする。

注：厳密に言えば、総点検とは、通達の発出後に実施された一斉検査のみを指すことになるが、佐世保事件の発生直後から、各都道府県警察において、一斉検査を主体としつつも、それぞれの地域の実情に応じ、また、創意工夫を凝らした、様々な取組みがなされていることから、本報告書においては、昨年12月15日から本年3月16日までの間における、それらの取組みの結果を含めて、総点検の結果として記している。また、総点検そのものは、許可を受けた銃砲及びその所持者すべてを対象として行ったものであるが、特に猟銃等を対象として行ったことから、特記しているもの以外は、基本的に猟銃等を対象としたものの数値を記している。

## 2 総点検の実施結果

総点検は、通達を受けて、全国の警察署ごとに実施され、本年3月16日の警視庁管内の2つの警察署の一斉検査をもっておおむね終了した。この間、全国の各警察署において、15万3,607人が所持する31万8,863丁の猟銃等の検査を実施し、

実施率は99.7%に達している（別添1）。また、期間中に入院していたなどの理由により未受検であった者についても、現在も継続して個別に検査を実施している。

一斉検査の結果、33人、34件の銃刀法及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）違反を発見し、それぞれ事件化等の手続を進めている。

なお、猟銃等以外の銃砲については3万707丁を対象に検査を実施し、実施率は97.1%に達している。こちらも同様に、未受検であったものについて、現在も継続して個別に検査を実施している。

また、一斉検査と併せて、銃刀法第10条の6第2項の規定に基づく猟銃の保管場所に対する立入検査（以下「立入検査」という。）を5万1,073件実施したほか、立入検査ではないものの、猟銃等の所持者の協力を得てその保管状況の確認（以下「保管状況確認」という。）を4万201件実施した。

これら立入検査等により、9万1,274箇所（銃刀法）の猟銃等の保管場所を確認した結果、125人、153件の銃刀法・火取法違反を発見し、それぞれ刑事処分及び行政処分の手続を進めている。

なお、都道府県警察によっては、一斉検査を実施する前に立入検査等を実施したところがあったほか、一斉検査の終了を受け、今後、実施することとしているところもある。

さらに、期間中に新たに発覚又は発生した事実により銃刀法第11条第1項の規定に基づく所持許可の取消しを、これまでに13件（人）21丁実施し、これに、以前から手続を進めていたものを含めると32件（人）70丁について実施し、不適格者の排除に努めた（平成18年は1年間で80件（人）194丁）。そのほか、眠り銃になる可能性がある、ストーカーや配偶者からの暴力事案の関係者であるなどの理由により警察の指導等によって許可証を自主返納した者が238人（384丁分）あったほか、これらを含め、期間中を通して、5,652人から8,636丁分の許可証の自主返納を受けた。

#### 【事例】

- ・ 面接指導等のため、散弾銃の所持者（77歳）を訪問したところ、散弾銃1丁及び散弾銃用の実包16個を軽トラックの荷台に放置している状況を現認した。その後、同人の散弾銃の所持許可を取り消した（秋田）
- ・ 立入検査の実施に当たって事前に連絡を取ったところ、散弾銃の所持者（59歳）が自宅に散弾銃を保管したまま、自宅に戻らず、友人宅等を転々としてい

ることが判明したため、同人の散弾銃の所持許可を取り消した（福井）。

### 3 自主返納事例の分析

期間中を通して、警察の指導等により238人から384丁分の許可証の返納を受けた。これは、平成18年中のもの比べると、約4倍に相当する数である（平成18年は1年間で58人）。

これらをその内容別に見ると、「眠り銃になる可能性あり」が50人（件）と最も多く、以下、「病気等」、「刑事事件の被疑者として検挙」、「高齢」、「ストーカー、配偶者暴力」の順に続いているほか、「近隣等とのトラブル」、「同居の親族に問題あり」といった事例も見られた。

#### 【理由別自主返納件数】

	件数(構成比)
眠り銃になる可能性あり	50 (21.0)
病 気 等	45 (18.9)
刑事事件被疑者として検挙	41 (17.2)
高 齢	31 (13.0)
ストーカー、配偶者暴力	18 ( 7.6)
近 隣 等 と の ト ラ ブ ル	13 ( 5.5)
同居の親族に問題あり	10 ( 4.2)
そ の 他	30 (12.6)
総 数	238(100.0)

これらの事例は、結果として警察の指導等により許可証の自主返納に至ったものであるが、現行の銃刀法の規定では欠格事由に当たらない場合でも、警察としては問題があるとの認識の下に指導等したものである。今後、その制度上の取扱いについて検討する必要があると考えられる。

#### 4 違反事例の分析

期間中を通して、280人、378件の銃刀法・火取法違反を発見し、それぞれ刑事処分及び行政処分の手続を進めている（別添2）。

##### (1) 発見状況別

これらの違反を発見状況別に見ると、立入検査時に103件、保管状況確認時に50件の違反を発見しているほか、一斉検査時にも34件の違反を発見している。このように、立入検査等において、各都道府県警察の積極的な取組みにより多くの違反を発見した。また、一斉検査についても、平成19年の一斉検査で発見された違反が11件の銃刀法の実包装違反のみであったことと比べると、約3倍もの違反を発見した。

##### 【一斉検査時に発見された銃刀法・火取法違反件数の推移】

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
一 斉 検 査 時	21 ( 0 )	8 ( 0 )	5 ( 0 )	11 ( 0 )	34 (13)

注：括弧内は火取法違反の内数

##### 【発見状況別銃刀法・火取法違反件数】

	銃刀法違反	火取法違反	合 計
一 斉 検 査 時	21 ( 8.6)	13 ( 9.7)	34 ( 9.0)
立 入 検 査 時	49 (20.1)	54 (40.3)	103 (27.2)
保 管 状 況 確 認 時	29 (11.9)	21 (15.7)	50 (13.2)
そ の 他	145 (59.4)	46 (34.3)	191 (50.5)
総 数	244(100.0)	134(100.0)	378(100.0)

注：括弧内は構成比

また、法令別に見ると、銃刀法違反では、その他の活動時が145件と約6割を占めているが、立入検査時に49件、保管状況確認時に29件発見し、また、火取法違反では、立入検査時が54件と最も多くなっており、これに保管状況確認時の21件を加えると、半数を超えている。これを見る限り、今回実施されている立入検査等が、違反の発見、特に火取法違反の発見に寄与していることが分かる。

### 【事例】

- ・ 一斉検査時の面接において、散弾銃の所持者（60歳）に実包の保管状況について確認したところ、833個の散弾銃用の実包を保管していることが明らかとなった（千葉）。
- ・ 立入検査を実施したところ、散弾銃の所持者（73歳）が1,773個もの散弾銃用の実包を保管している状況を現認した（茨城）。

### (2) 違反態様別

これらの違反を違反態様別に見ると、銃刀法では保管義務違反が91件と約4割を占め、火取法では庫外貯蔵技術基準違反が77件と約6割を占め、それぞれ最も多くなっているだけでなく、他の違反と比べても特に多くなっている。これは、猟銃等及び実包の保管という基本的なことが守られず、本来保管すべき設備に保管されていないことの現れであり、基本的なことといえども、改めて徹底を図る必要があると考えられる。また、このような状況を確認するためにも、今後とも、立入検査等を積極的に実施する必要があると考えられる。

### 【違反態様別銃刀法・火取法違反件数】

	銃刀法違反		火取法違反
保管義務違反	91 (37.3)	庫外貯蔵技術基準違反	77 (57.5)
実包装てん違反	33 (13.5)	不法貯蔵	17 (12.7)
安全措置義務違反	25 (10.2)	無許可消費	21 (15.7)
発射制限違反	33 (13.5)	その他	19 (14.2)
許可証書換義務違反	19 (7.8)	総数	134(100.0)
その他	43 (17.6)		
総数	244(100.0)		

注：括弧内は構成比

## 5 まとめ

総点検の結果、多くの銃刀法・火取法違反を発見し、また、不適格者の排除が的確に推進された。今後とも、厳格な銃砲行政を推進していくためには、立入検

査等を始めとする各都道府県警察が行った取組みを、今回の総点検のみで終わらせることなく、継続して行っていく必要がある。

また、佐世保事件が報道等により大きく取り上げられ、社会問題となったにもかかわらず、その直後においてもこれだけ多くの銃刀法・火取法違反が発見されており、今後、改めて猟銃等の所持者の自覚を促す必要がある。

別添 1

銃砲一斉検査実施状況 (平成19年12月15日 ~ 平成20年 3月16日)

(猟銃等)

	人数 (人)		丁数 (丁)		実施率	
	実施	未実施	実施	未実施	人数 (%)	丁数 (%)
総数	153,607	531	318,863	1,063	99.7	99.7
猟銃	145,676	492	286,669	949		
散弾銃	116,762	371	246,313	756		
ライフル銃	28,914	121	40,356	193		
空気銃	7,931	39	32,194	114		

複数種類の銃砲を所持している者に係る「人数」については、該当する最も上位 (ライフル銃、散弾銃、空気銃) の欄に計上した。

(猟銃等以外)

	丁数 (丁)		実施率
	実施	未実施	丁数 (%)
総数	30,707	904	97.1
建設用びょう打銃	25,506	840	
救命索発射銃	2,845	20	
救命用信号銃	17	0	
麻醉銃	625	9	
と殺銃	417	12	
捕鯨砲	20	5	
もり銃	1	3	
捕鯨用標識銃	2	7	
建設用鋼索発射銃	266	3	
綱さい破碎銃	31	0	
けん銃	121	0	
空気けん銃	488	5	
試験研究用銃砲	368	0	
出発合図用銃砲	0	0	

別添 2

銃砲刀剣類所持等取締法・火薬類取締法違反認知状況 (平成19年12月15日～平成20年3月16日)

		一斉検査時	立入検査時	保管状況確認時	その他	合計
銃砲刀剣類所持等取締法	保管義務違反	7	34	25	25	91
	実包装てん違反	4	1	0	28	33
	安全措置義務違反	0	0	0	25	25
	発射制限違反	0	0	0	33	33
	許可証書換義務違反	1	8	3	7	19
	その他	9	6	1	27	43
	計	21	49	29	145	244
火薬類取締法	庫外貯蔵技術基準違反	5	45	19	8	77
	不法貯蔵	6	5	2	4	17
	無許可消費	0	0	0	21	21
	その他	2	4	0	13	19
	計	13	54	21	46	134

違反件数	34	103	50	191	378
------	----	-----	----	-----	-----

違反人員	33	82	43	122	280
------	----	----	----	-----	-----

## 資料 1

各都道府県警察の長  
各地方機関の長 殿  
各附属機関の長  
(参考送付先)  
庁内各局 部 課 長

警察庁丙生環発第39号  
平成19年12月21日  
警察庁生活安全局長

### 銃砲の全国一斉検査の早期かつ確実な実施について(通達)

- 17万人/30万丁・総点検 -

みだしのことについては、「銃砲の全国一斉検査の実施について(通達)」(平成19年11月19日付け警察庁丁生環発第265号。以下「実施通達」という。)により実施することとしたところであるが、本年は、散弾銃を使用した殺人事件がこれまでに5件発生するなど、事件事故が多発している。

とりわけ12月14日には、長崎県佐世保市において散弾銃が乱射され複数の者が死傷する事件が発生し、これを契機に世界一厳しいと言われていた我が国の銃器規制に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる現状にかんがみ、今般の全国一斉検査については、特に許可に係る猟銃等及びその所持者のすべて、「17万人/30万丁・総点検」のため、各都道府県警察の長の陣頭指揮の下、従来の一斉検査よりも幅広く、かつ、きめ細かく実施することにより、国民の信頼回復を期することとしたから、遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 第1 実施体制、実施対象者等

##### 1 実施体制

早期かつ確実に実施するための体制を整備すること。特に、今回の検査は、最近の情勢を踏まえて実施するものであることから、必要に応じて他部門の応援を求めるなど、組織を挙げた取組みを行うこと。

なお、他部門から応援を求めた場合は当然であるが、生活安全部門のみで実施する場合であっても、検査に従事する職員に対して、事前に所持許可を受けた銃砲(以下「許可銃砲」という。)に関する知識や検査の要領等について十分に教養を行うこと。

##### 2 実施対象者

実施通達第1の1にかかわらず、銃砲の所持許可を受けている者(以下「所持者」という。)全員を対象にすること。

##### 3 実施期間

同種事案の再発防止を図るため、実施通達が指定した期間にかかわらず、

可能な限り早期に実施すること。

また、実施通達が指定した期間に実施できず、当該期間後に実施することを予定していた都道府県警察にあっても、可能な限り早期に実施する方向で検討すること。

なお、狩猟期間終了後にも実施する必要がある場合には、再度実施する方向で検討すること。

#### 4 実施計画

実施状況について把握する必要があるので、本通達を踏まえた実施計画を策定した段階で生活環境課まで速やかに報告すること。

なお、実施するに当たって通達等を作成している場合は当該通達等の写しを送付すること。

#### 5 違反情報等の把握

検査を実効あるものとするため、所持者及び許可銃砲に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）違反に関する情報、所持者が欠格事由に該当する可能性がある旨の相談、所持者に係るトラブルに関する風評等（以下「違反情報等」という。）について、過去のものを含めて事前に地域部門等から集約するなどして、その把握に努め、検査の際に着眼点として活用すること。

なお、集約した違反情報等については、以後の執務の参考とするため、確実に資料化するとともに、その取扱いには十分留意すること。

#### 6 配慮すべき事項

本件検査においては、下記第2の3に記載のとおり、欠格事由に係る慎重な判断に資するべく、十分な時間をかけた面接を行うことになるところ、多数の受検者のすべてに対し、必要かつ十分な面接を行うことができるよう、相応の検査体制を確立し、十分な期間を設定するよう特段の配慮をすること。

### 第2 検査項目等

#### 1 検査項目

地域の実状に応じて、必要な検査項目を追加すること。

#### 2 検査実施上の留意事項

(1) 機械的に処理することなく、所持者、許可銃砲の各々に関し、各項目を確実に検査すること。

(2) 検査時に猟銃の保管に関し判明しない事項が認められた場合には、その場限りで終わらせることなく、法第10条の6第2項の規定に基づく立入検査を積極的に実施するなどして、不明点の早期解明を図ること。

(3) 実施通達第2の2(1)にかかわらず、特に支障のない限り、すべての猟銃又は空気銃の所持者に対し、法第10条の8第1項の規定に基づく猟銃等

保管業者への保管委託を推奨すること。

- (4) 使用実績の判断に当たっては、所持者の申告内容を鵜呑みにすることなく、個々の使用状況に矛盾点はないかどうかを関係資料等と照らし合わせながら慎重に検証し、質問により不審点は解明した上で、許可銃砲ごとに厳正に行うこと。

また、猟銃の所持者については、あらかじめ自ら保管する実包の数量を確認させ、検査の当日にこれを申告させるとともに、火薬類譲受許可証に記載された数量、警察が保管している火薬類譲受許可申請書に記載された数量等を相互に照らし合わせながら詳細に事情を聞くなどして、過去3年間の実包の使用状況、保管状況等を的確に把握すること。また、把握した事実は記録化し、以後の執務の参考とすること。

- (5) 検査時に所持者に対して個別に指導を行った場合には、その内容を必ず記録化するとともに、その後の措置状況についても確実に確認して徹底を図ること。
- (6) 検査又は検査後の継続調査の結果、取消事由に該当することが明らかになった場合には、法の規定に基づき、速やかに所持許可の取消しに向けた手続きを進めることはもとよりであるが、取消事由に該当することが明らかでなくても、そのおそれがあると認められるときは、許可証の自主返納を促すなど危険防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。

### 3 欠格事由該当者の発見

すべての所持者に対して面接を行い、欠格事由に該当するに至っていないかの確認を行うこと。特に猟銃等の所持者に対しては、十分な時間をかけた面接を行い、その判断を慎重に行うこと。

また、面接の際には、定型的な質問にとどまることなく、集約した違反情報等を踏まえた適切な質問を発し、その場で不審点が解明できなかった場合には、安易に面接を打ち切ることなく、適切な場所へ移動して更に詳細に事情を聞くこと等により、不審点の徹底解明を図り、欠格事由該当者を看過することのないように努めること。

### 4 検査時における指導・啓発活動等の推進

- (1) 法の改正については、「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律の施行について」（平成19年11月30日付け警察庁丙生環発第34号、丙組薬銃発第48号）により既に通達されているところであるが、改正法の施行日（平成19年12月30日）以降は、発射制限違反の罰則がけん銃等及び猟銃については5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（情状により併科）に、その他の銃砲については3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（情状により併科）にそれぞれ引き上げられることから、改正内容の周知徹底を図るとともに、発射制限違反の防止のための指導を併せて行う

こと。

- (2) 暴発等重大事故を防ぐため、銃砲の取扱いに当たっては法令を遵守し、基本に則って行うよう、改めて指導を徹底すること。
- (3) 不要実包の取扱いについては、「廃猟銃弾等の廃火薬類の適切な措置について（通達）」（平成19年3月30日付け警察庁丁生環発第73号）により既に通達しているところであるが、不要実包の処分は適切に行い、誤った処分をすることがないように、同通達の趣旨について周知徹底を図るとともに、必要な指導を行うこと。

また、不要実包や使用する見込みのない実包については、速やかに廃棄するよう所持者に対して促すこと。

## 資料2

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部生活安全部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察庁丁生環発第265号  
平成19年11月19日  
警察庁生活安全局生活環境課長

各管区警察局広域調整担当部長

### 銃砲の全国一斉検査の実施について(通達)

都道府県公安委員会の許可に係る銃砲による事件・事故の防止等を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第13条の規定に基づく検査を下記のとおり全国一斉に実施することとしたので、各都道府県警察にあつては、実情に即した計画を策定の上、実施されたい。

また、銃砲検査時の面接調査等を活用し、許可不適合者の発見、所在不明者の発見、適正管理の指導及び広報啓発活動等の施策を併せて推進されたい。

なお、来年は3月から7月までの間に北海道洞爺湖サミットを始めとして各種の閣僚級会合の開催が予定されていることから、上記施策等の実施に当たっては、銃砲を用いたテロ・ゲリラ事案等の絶無を期するため、特段の配意をされたい。

### 記

#### 第1 実施対象者、期間等

##### 1 実施対象者

銃砲の所持許可を受けている者とする。

ただし、実施期間前の3か月以内に許可又は許可の更新を受け、かつ、十分把握されているものについては、省略することができる。

##### 2 実施期間

平成20年1月15日(火)から同年2月28日(木)までの間とする。

なお、上記期間に実施できない都道府県警察にあつては、当課に事前連絡すること。

##### 3 実施計画の策定

- (1) 検査の日時及び場所の指定に当たっては、実施対象者が受検しやすい日時等を選定すること。
- (2) 対象者には、検査の趣旨、日時、場所及び検査項目等を事前に通知するほか、各種広報媒体を活用するなど周知徹底を図ること。

## 第2 検査項目等

### 1 検査項目（法第10条の6第1項、第13条）

- (1) 保管状況に関すること。
  - ア 自ら保管すべき義務を怠っていないか。
  - イ 内閣府令等で定める基準に適合する設備及び方法により保管されているか。
  - ウ 銃と実包、空包又は金属性弾丸を別個に保管しているか。
- (2) 猟銃等の許可用途に関すること。

許可の用途に供しているか。
- (3) 適正所持に関すること。
  - ア 許可に係る銃砲及び許可証を確実に所持しているか。
  - イ 掲示された銃砲が許可証に記載された銃砲と一致するか。
  - ウ 許可証の書換え、再交付、返納等の義務を怠っていないか。

### 2 検査実施上の留意事項

- (1) 保管状況の報告徴収においては、見取図、写真等により保管状況を確実に確認し、状況に応じて立入検査（法第10条の6第2項）、改善命令（同条第6項）を行うなどして保管管理の万全を期させるとともに、その態様によっては、保管義務違反として検挙及び行政処分を検討すること。また、単身居住者又は長期出張、長期入院が予定されている者等で猟銃等の保管管理上問題があると認められるものについては、盗難防止のため猟銃等保管業者に保管委託（法第10条の8第1項）するように指導すること。

なお、転居したにも関わらず許可証の書換を受けず、旧住所地で猟銃等を保管しているなどの事例が散見されることから、現住居地と許可証記載の住居地が一致しているかどうか確認を徹底すること。

- (2) 真に引き続き3年以上使用実績のない猟銃等については、所持許可の取消し（法第11条第5項）を積極的に行うこと。

また、上記に該当しない場合であっても、使用頻度の少ない猟銃等は、譲渡、

廃棄について熟慮を促すなど必要な指導に努めること。

(3) 適正所持に関する検査については、特に次の事項について留意すること。

ア 基準数を超えた実包を装てんできるように弾倉を改造した事案が散見されていることから、弾倉容量は、受検者の申告のみ鵜呑みにすることなく、模擬弾等の資器材を有効に活用し、法令で定める基準が遵守されているか否か確認すること。

イ 軍用銃を模倣した銃やそれらの改造銃が許可されている事案も散見されていることから、慎重に対応し、改めて猟銃として適当であるか否かの確認を徹底すること。

ウ 許可証を作成する際に有効期間を誤って記載したことにより失効させた事例があることから、許可証に記載されている有効期間及び更新申請期間に誤りがないかどうかについても確認を徹底すること。

### 3 欠格事由該当者の発見

検査に併せ、許可銃砲による事件・事故の防止を図るため、許可時の審査に準じた形での面接を行い、欠格事由該当者の発見に努めること。

また、欠格事由該当者を認知した場合は、警察本部で一元的な管理（把握）を行うとともに、許可を取り消すこと。

### 4 検査会場における事故防止

本年の一斉検査では、検査会場において暴発3件を含む実包装てん違反が11件発生していることから、下記の事項を徹底し事故防止を図ること。

(1) 検査を実施する旨の通知に当たり、脱包の確認についての注意喚起を行うこと。

(2) 猟銃等の取扱いは、安全装置を確実に施させた上で行わせること。

(3) 検査場所で、実施対象者が銃砲を組み立てる際には、必ず、実包装てんの有無を確認するよう声を掛けること。

(4) 検査前に元折銃は銃を折らせ、自動銃は遊底を開かせて機関部を開放させるとともに、着脱弾倉がある場合にはこれを取り外させるなどの措置を履行させ、検査官たる警察職員が自らの目で薬室、弾倉ともに実包が装てんされていないことを確認すること。

(5) 検査場所には、安全装置を施すこと、実包装てんの有無を確認すること、銃口を人に向けないこと、用心がねに指を入れないことなどの受検に当たっての注意

事項を明瞭に掲示すること。

## 5 検査時における指導・啓発活動等の推進

- (1) 銃砲の一斉検査に併せ、猟銃等による事故防止、保管管理の徹底等についての指導を積極的に推進すること。

なお、本年中の猟銃等に係る事故の状況については、集計が終わり次第、送付する。

- (2) 猟銃等による事故の発生を防止するため、指定射撃場における練習を奨励し、猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上についての指導を行うこと。
- (3) 猟銃等の保管に当たっては、先台等の重要部品は銃本体から外して、別の適切な場所に保管するように指導すること。
- (4) 産業用銃砲についても猟銃等と同じ許可銃砲であることを再確認させるとともに、適切な保管管理の徹底について指導すること。
- (5) 実包の計画的な購入及び練習による残弾消費を推奨し、不要な実包を所持することのないように指導すること。

## 6 測定要領の統一

「猟銃、空気銃の銃全長、銃身長及び実測口径の測定方法について」（平成17年12月20日付け警察庁丁生環発第288号）により銃身長等の測定方法を変更している場合は、変更した測定方法を徹底させること。

## 第3 検査を受けなかった者に対する措置

検査を受けなかった理由を調査し、次により措置すること。

### 1 実施対象者が銃とともに所在不明となっている場合の措置

前住居地、前勤務地その他の関係者等から積極的に情報の収集を行うとともに、各種手配を有効に活用して所在不明者及び所在不明銃の発見に努めること。

### 2 実施対象者が銃砲を置いて所在不明となっている場合の措置

法第8条第7項の規定を積極的に活用し、同居の親族等から仮領置を行うことにより、事故、盗難等の防止に努めること。

また、実施対象者の所在が確認できたときは、所在不明となった理由について調査（捜査）し、保管義務違反での検挙及び行政処分を積極的に行うこと。

### 3 盗難、亡失により銃砲が所在不明銃となっている場合

- (1) 銃砲の型式、特徴、銃番号、打刻位置等の必要事項を手配するとともに、刑事

部門等と連携した捜査を強化し、所在不明銃の早期発見に努めること。

- (2) 盗難又は亡失時の状況を十分調査し、届出義務違反、保管義務違反等があるときは検挙及び行政処分を行うこと。

なお、盗難、亡失の申告が猟銃等の不法譲渡等を隠ぺいするための口実となっていることもあり得るので留意すること。

#### 4 実施対象者の都合等により検査を受けなかった場合

実施対象者の入院等により、実施期間中に検査をできなかったものについては、実施期間終了後においても継続して検査を実施して、漏れのないよう努めること。

なお、この場合、保管状況に問題がないか確認し、保管依頼をすすめるなど必要な指示を行うこと。

#### 第4 報告

(略)